

佐賀県介護保険法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第32号

佐賀県介護保険法施行条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県介護保険法施行条例施行規則（平成25年佐賀県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																
(手数料の額) 第2条 条例第19条の表の16の項の規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる調査の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。	(手数料の額) 第2条 条例第19条の表の16の項の規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる調査の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。																
<table border="1"><thead><tr><th>調査の区分</th><th>額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～15 略</td><td></td></tr><tr><td>16 <u>介護療養型医療施設、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係る調査</u></td><td>略</td></tr><tr><td>17 略</td><td></td></tr></tbody></table>	調査の区分	額	1～15 略		16 <u>介護療養型医療施設、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係る調査</u>	略	17 略		<table border="1"><thead><tr><th>調査の区分</th><th>額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～15 略</td><td></td></tr><tr><td>16 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係る調査</td><td>略</td></tr><tr><td>17 略</td><td></td></tr></tbody></table>	調査の区分	額	1～15 略		16 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係る調査	略	17 略	
調査の区分	額																
1～15 略																	
16 <u>介護療養型医療施設、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係る調査</u>	略																
17 略																	
調査の区分	額																
1～15 略																	
16 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係る調査	略																
17 略																	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。